

第23回 (R7.3.28)理事会報

灘医発第1号
令和7年4月2日
灘区医師会会長 岡田 司郎

県医報告：(片山)

第48回理事会報告(3月12日) 令和6年度 第48回兵庫県医師会理事会報告

1. 令和7年度兵庫県頭頸部外科月間「市民公開講座」
 - ・7月27日(日) 神戸市中央区文化センター
 - ・趣旨：頭頸部がんの予防と早期発見を目的とした啓発活動
2. 第42回糖尿病Up・Date賢島セミナー
 - ・8月30日(土)・31日(日) 志摩観光ホテルクラシック
 - ・テーマ：糖尿病性合併症と併発症へのハイブリッド化した対応
3. 第14回兵庫県医師会交響楽団定期演奏会
 - ・4月20日(日) 14:00～ 神戸新聞松方ホール
4. 兵庫県糖尿病性腎症重症化予防プログラム改定
 - ・国のプログラム改定を受け、兵庫県版プログラム改定案を作成。
 - ・高血圧治療薬服用の有無などについても考慮
5. 令和7年度郡市区医師会乳幼児保健担当役員連絡協議会
 - ・4月10日(木) 14:30～16:30 県医師会館とWebのハイブリッド
6. 県医師会学校保健委員会諮問事項「児童生徒等の心情に配慮した現在の学校健診における診察方法についての検討」に関するアンケート実施
7. 麻疹患者の発生に伴う注意喚起
 - ①神戸市 ②明石市
 - ・医療機関は麻しんの疑い症例を診察した場合、最寄りの健康福祉事務所(保健所)へ連絡のこと。
8. 令和7年4月以降の医療DX推進体制整備加算の取扱いについて
 - ・電子処方箋発行要件のない点数が新設されたことに伴い、マイナ保険証利用率による要件と加算点数を整理、解説した。
9. 生産性向上・職場環境整備等事業の周知について
 - ・本県では令和7年度事業として実施予定で、本年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている、または3月31日時点でベースアップ評価料の届出を行っている医療機関等が給付金支給の対象となる。
10. リクシアナ錠の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正
11. 抗PD-L1抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について
 - ・アテゾリズマブ(遺伝子組換え)製剤について、標記ガイドラインが改訂されたことに伴い

、外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準に係る届出を行っている施設が追加される。

12. 令和6年度医療関係者と連携した健康づくり支援事業に係る状況分析資料の送付

・「骨折・骨粗しょう症、並びに重複服薬状況」の状況分析結果がリーフレットとして取りまとめられ、会員医療機関宛に直送される。

13. 令和6年度中および令和7年度以降の（難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成の対象疾病の）診断基準等のアップデートに係る取扱いについて

・標記については、支給認定審査において、改正前の臨床調査個人票の提出があった場合や、改正後の臨床調査個人票であっても改正前の診断基準等で認定の場合は、改正前の診断基準等を用いて認定されており、改正の前後で支給認定の対象が狭まる疾患が新たに明らかになったこと等が厚労省から各都道府県等に通知された。

・兵庫県では、支給認定審査において、改正前の臨床調査個人票の提出があった場合や、改正後の臨床調査個人票であっても改正前の診断基準等で認定の場合は、改正前の診断基準等を用いて認定しているため、この度の改正で特別な扱いをする予定はない。

14. 指定難病の追加並びに診断基準及び重症度分類等の改正について

・4月1日から、2疾病の名称変更と7疾病の追加（計348疾病）を行い、診断基準及び重症度分類等並びに診断書に係る関連通知等が改正された。

・名称変更：①63特発性血小板減少性紫斑病⇒免疫性血小板減少症、②154徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症⇒睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症

・新規追加：①342LMNB I関連大脳白質脳症、②343PURA関連神経発達異常症、③344極長鎖アルシーC o A脱水素酵素欠損症、④345乳児発症STING関連血管炎、⑤346原発性肝外門脈閉塞症、⑥347出血性線溶異常症、⑦348ロウ症候群

15. HPVワクチン接種に係る医療機関向け研修会のアーカイブ動画公開

・2月2日に行われた医療機関向け研修会の動画が厚労省YouTubeチャンネルに公開された

16. ①令和6年度の「風しんの追加的対策」に係る対応について

②麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について

・①抗体検査及び予防接種実施医療機関の国保連合会への費用請求は、3月10日までの提出分（本年2月実施分）をもって終了となることから、3月1日から3月末までの間にクーポン券を使用した抗体検査を実施した場合の請求・支払い事務は、対象者が居住するクーポン券を発行した市区町村に対し直接請求になっていること。

・②しかしながら、一部の自治体および医療機関において、なおMRワクチンの供給が行き届いていない現状にあることや、年度内に接種を受けられない者がいると見込まれることから、本年4月1日から令和9年3月31日までの2年間、接種対象期間を越えて接種を行って差し支えないことが3月11日付で都道府県等に示された。

17. 県医師会会員サイトへのログインアカウントの変更について
 - ・昨今のセキュリティ対策の観点から、標記アカウントを本年5月1日より変更する。
18. 再生医療等の安全性の確保等に関する法律にかかる関係通知について
 - ①施行規則等の一部を改正する省令の公布について
 - ②法律等に関するQ & A（統合版）について
 - ・①再生医療等の安全性の確保等に関する法律および臨床研究法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則について、所要の措置を講ずるもの。
 - ・②改正法及び法律施行令は本年5月31日に施行予定であり、これらに関するQ & Aが定められた。
19. 産科医療特別給付事業に関する通知
 - ・本年1月より、産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった脳性麻痺児等に対し、標記給付事業が創設され、公益財団法人日本医療機能評価機構により運営されていることに伴い、本事業対象者に申請機会が十分に確保されるよう周知が求められた。
20. 「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC濫用防止対策事業」成果物の公開について
 - ・市販薬の乱用防止を目的とした啓発用資材が作成され、薬局等において市販薬を販売する薬剤師、登録販売者等に向けて対応マニュアルが作成され、厚労省ホームページに公開されている。
21. 医療事故情報収集等事業事例報告システムの変更の案内について
 - ・医療事故の防止及び医療安全の推進を目的として、特定機能病院等の報告義務対象医療機関に対して、医療機関内における事故その他の報告を求める事案（事故等事案）に関する報告書を、公益財団法人日本医療機能評価機構への提出が義務付けられているところ、報告しやすい環境を整えるため、医療機関からの報告項目を含む事例報告システムが改修され、4月1日より変更後のシステムが稼働する。

第49回理事会報告（3月19日）

1. 第29回兵庫県ウォークラリー大会
 - ・10月26日（日）10：15～ しあわせの村（神戸市北区）
2. 「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の改正
 - ・社会情勢の変化を踏まえた新たな県施策の基本的方向が定められた。
3. 医師法に基づく2年に一度の医師の届出について（再周知）
 - ・まだ届出を行っていない医師がいることが見込まれることから再周知依頼がなされた。
4. 感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について
 - ・感染症法施行規則の一部を改正する省令が本年4月7日に施行され、すでに感染症法及び同法施行規則に規定されている感染症を除いた急性呼吸器感染症が新たに5類感染症に追

加されたこと並びに国立感染症研究所感染症疫学センターが国立健康危機管理研究機構に名称変更されたことに伴い、標記要綱の一部が改正された。

5. 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る身体障害認定の診断書・意見書例等の周知
・標記認定については、その原因を問わず身体機能の障害を生じ、身体障害の要件を満たす場合には、身体障害者手帳の交付対象となるが、指定医等の理解が十分ではないとの指摘があることから、コロナ罹患後症状を有する患者に対する診断書の作成や障害認定を適切に行うための参考資料として、身体障害認定の診断書・意見書例が示された。
6. 造血器腫瘍または類縁疾患を対象とした遺伝子パネル検査の保険診療上の取扱い
・遺伝子パネル検査を実施する医療機器プログラムが新たに製造販売承認されたことに伴い Q&Aが示された。
7. 令和7年4月以降の地域加算の取扱い
・入院基本料等加算の地域加算は、「一般職の職員の給与に関する法律」及び人事院規則等で定める級地区分に準じて加算することとされており、4月1日より同級地区分が見直されるが、当該加算の算定に係る地域及び級地区分の取扱いについては、当分の間、従前の例として取り扱うこと。
8. 令和6年度診療報酬改定において経過措置が設けられた施設基準の取扱いについて
・本年3月31日に経過措置の期限が到来する施設基準（医療DX推進体制整備加算等）について、4月1日以降も算定する場合は、同施設基準の届出を4月4日（金）必着で近畿厚生局兵庫事務所に届出の必要がある。
9. 令和6年度補正予算「生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するQ&A」（第1版）
・標記事業について、都道府県並びに申請者向けに経費対象や事業対象についてのQ&Aが示された。
10. 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）に関するQ&Aについて」の改訂及び医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書（第5版）
・標記Q&Aの改訂および事例解説書の第5版が作成された。
11. 令和7年度における電子処方箋の導入補助について
・電子処方箋について、「概ね全国の医療機関に対し、2025年3月までに普及させる」とされていた目標の見直しが行われ、「電子処方箋の新たな目標については、令和7年夏を目途に見直しを行う」となったことに伴い、導入補助についても、本年9月までに電子処方箋を導入した施設が補助対象となるように期間が延長された。
・併せて、令和6年度補正予算で措置されている、「電子処方箋の活用・普及の促進事業（都道府県による導入助成）」についても、補助要件を「令和7年9月までに電子処方箋を導入した施設」に延長されることとなった。
・さらに、「電子処方箋の機能拡充・促進事業（追加機能部分のみの導入補助）」は、院内処方

機能を対象に加え、引き続き事業が実施されることとなっている。

12. ①麻しん及び風しんの定期接種に係る対応について
②風しん第5期に係る対応について
 - ・①接種対象期間に接種を受けられないと見込まれる者（第1期、第2期、第5期）について、本年4月1日から令和9年3月31日までの2年間、接種対象期間を超えて接種を行っても差支えないとされた。
 - ・②令和7年度以降に接種対象を超えた接種を行う場合には、自治体と医療機関の個別契約が必要となる。
13. 令和7年度における兵庫県新型コロナワクチン副反応相談窓口及び副反応を疑う症状等に対する医療体制について（事前案内）
 - ・標記相談窓口は本年3月末をもって終了。副反応を疑う症状等に対する医療体制については、引き続き令和8年3月末まで、神戸大学医学部附属病院及び兵庫医科大学病院で継続
14. 令和7年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施
 - ・厚労省では、平成29年から各防災団体等と連携の上、熱中症対策として標記キャンペーンを実施しており、令和7年も実施される。
 - ・5月1日から9月30日までの期間中、事業者は、①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送など適切な措置ができるための体制整備を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことなど、重点的な対策の徹底を図ることが示された。
15. 移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について
 - ・標記選択基準のうち、心臓、肝臓、すい臓、腎臓及び小腸について一部改正され、改正に係る適用日については追って通知される。

市医報告：（松梨）

令和6年度 第48回 神戸市医師会理事会（令和7年3月18日）

1. 神戸市予防接種事業にかかる取り扱いについて（神戸市医師会長、神戸市保健所長）

1) 带状疱疹ワクチンの再接種にかかる考え方について

- ・令和7年4月から定期予防接種に位置付けられ、実施するところですが、既に带状疱疹ワクチンの接種を完了している方の再接種について、神戸市の考え方は下記のとおりなので、ご留意ください。

1. 带状疱疹定期接種対象者から除かれる者

- 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

2. 带状疱疹ワクチンの再接種にかかる国の考え方

→ 再接種については、明確な有効性や安全性のエビデンスは確立していない。そのため、基本的には接種をしたことがある方は対象とならない。ただし、例えば、前回接種を完了してから一定時間が経過し、ワクチンの有効性が減衰したと考えられる場合など、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認めた場合には対象者になり得る。

3. 国の考え方を踏まえた神戸市の考え方

→ 基本的には「医師が当該予防接種を行う必要がある。」と判断された場合は対象者になると考えているが、国が示す効果の期間内の再接種については原則、避けていただきたい。

2) 麻しん及び風疹の定期予防接種にかかる対応について

・ 風しん及び麻しんの定期予防接種(以下「定期接種」)に使用されている乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(以下「MR ワクチン」)については、武田薬品工業株式会社の MR ワクチンの出荷停止が継続されている状況です。一部医療機関においては、MR ワクチンの供給が行き届いていないことなどから、接種対象期間内に接種を受けることができないと認められるものに対し、規則第2条の8第4号に規定する「災害、令第3条第2項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由」に該当するものとし、令和7年4月1日から2年間、定期接種の対象期間を超えて接種を行っても差し支えない旨厚生労働省より通知がありました。つきましては、麻しん及び風疹の定期予防接種について、下記のと通りの取り扱いといたします。なお、風しん5期については、「風しんの抗体検査及び第5期の定期接種に係る委託契約」(「集合契約」)が令和7年3月31日までとなっているため、令和7年度以降の予防接種及び請求は「予防接種業務に係る委託契約書」に基づき実施していただきますようお願いいたします

1. 対象者→第1期：令和6年度内に生後12か月から24か月に至るまでの間の者

(令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ)

第2期：令和6年度における第2期の対象者(5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの)

(平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ)

第5期：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風疹の抗体が不十分な方(令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外)

※すべて MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチン接種ができなかったものに限る。

2. 定期接種の対象期間を超えて接種できる期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日

3. 請求の方法

(1)第1期、2期：事前の申請は不要とします。既存の接種券を使用し接種していただき、通常の請求と併せてご請求ください。

(2)風しん第5期：抗体検査の結果を確認する必要があることから、事前の申請を必要とします。現在発行している接種券は、今年度末で有効期限が切れることから使用できません。接種時は、対象者に実施依頼書等の書類と共に予診票を送付しますので、「予診票」と「請求書」を併せて神戸市保健所保健課予防接種担当宛までご請求ください。

令和6年度 第49回 神戸市医師会理事会（令和7年3月25日）

1. 「口腔がん検診」について（神戸市保健所長）

→ 令和7年度からの「口腔がん検診」ポスターの配布について、口腔がんの早期発見、早期治療、歯科医療従事者の資質の向上、市民への啓発などを目的に、令和6年度より口腔がん検診を神戸市歯科医師会に委託して開始いたしました（平成29年～令和5年度は神戸市歯科医師会の自主事業）。令和7年度より、申込方法を往復ハガキからe-KOBEへ変更しています。新たな「口腔がん検診」ポスター(A4版)を作成しましたので、市民への周知につきご協力をお願いします。

協議事項；

1. 退会届 山中昭夫先生（神戸海星病院、B） 2/16 ご逝去；了承。
2. 変更伺（診療時間変更）奥野クリニック （月）午前、午後診察 → 休診 4/7～；承認。
3. 令和7年度医師会費免除について；承認。
4. 5月の生涯教育・学術講演会「後援」について；東灘区医師会に後援いただく。
5. 会館使用許可願について（梶山瑞隆先生）
[3F会議室] 5/15、9/18、11/20、R8年1/15、3/19 全てPM2:00～6:00；承認。
6. その他

行事予定

- ① 市医臨時代議員会（4/5<土>PM2:00～ 市医会館）
- ② 県医臨時代議員会（4/13<日>PM1:00～ 県医会館）
- ③ 神戸市全区会長・副会長会（4/13<日>PM5:00～ ホテルオークラ神戸）
- ④ 生涯教育・学術講演会（4/15<火>PM8:00～ WEB開催）
- ⑤ 三師会保険医療連絡協議会（4/18<金>PM8:00～ 区医師会館）
- ⑥ 宝塚歌劇観劇（4/27<日>AM11:00～ 宝塚大劇場）

* 詳しい内容やご質問は担当理事までお問い合わせ下さい。